

長田彰文著

## 世界史の中の近代日韓關係

糟谷憲一

本書の著者である長田彰文氏は、近代の米朝關係史・日朝關係史の研究者であり、すでに二冊の専門書、『セオドア・ルーズベルトと韓國——韓國保護國化と米國』（未來社、一九九二年）、『日本の朝鮮統治と國際關係——朝鮮獨立運動とアメリカ——一九〇一—一九二二』（平凡社、二〇〇五年）を刊行されているほか、多くの研究論文を發表されている。

本書は、一九世紀半ばから一九四五年までの朝鮮をめぐる國際關係の展開を日朝關係を中心にして概観したものであり、著者が「あとがき」で述べているように「通史的な概説書」である。しかし、「通史」であるといつても、著者のこれまでの研究成果が隨所の敘述に活かされており、また歴史上の選擇の問題などに關わって一步踏み込んだ發言をされている箇所もあつて、特色ある著書となっている。本書の巻末にある「主要参考・引用文献」のリストを見て、未讀のものが少なくないので、著者がどのように先行研究を踏まえて本書を執筆されたのか、分かりかねることが多いのではないかと不安を感じた次第であるが、本書の特色を紹

介し、あわせていくつかの意見を述べて、書評とすることにした。い。

## 二

本書の構成は、次のとおりである。節のレベルまで示して、構成の特色が分かるようにした。

はじめに

## 第一章 朝鮮の開國と當時の國際情勢

## 1 東アジア國際秩序の崩壊と朝鮮

## 2 日本における倒幕・明治維新と朝鮮

## 3 「征韓論」の擡頭と日朝修好條規の締結

## 4 朝鮮問題の「國際化」

## 5 朝鮮をめぐる日清對立・清國の優越と朝鮮

## 第二章 日清・日露戰爭と朝鮮（韓國）

## 1 日清戰爭と朝鮮

## 2 日清戰爭後の朝鮮（韓國）におけるロシアの優越

## 3 日英同盟・日露交渉と韓國問題

## 4 日露戰爭と韓國問題

## 第三章 韓國における日本の支配權の確立と列國

## 1 日本の韓國保護國化と國際關係

## 2 韓國での「統監政治」の展開と列強

## 3 日本の韓國併合と國際關係

## 第四章 日本の朝鮮統治の開始と國際關係

## 1 日本の朝鮮「武斷統治」の開始と國際關係

## 2 國際情勢の變動と三・一運動

- 3 一運動の展開・鎮壓と国際関係
  - 4 日本の朝鮮「文化政治」の展開と朝鮮獨立運動の繼續
  - 5 ワシントン會議および「極東労働者大會」と朝鮮問題
  - 6 關東大震災と朝鮮人
  - 7 「文化政治」期の朝鮮と日本の對應
- 第五章 國際情勢の緊迫と朝鮮の「大陸兵站基地」化
- 1 萬寶山事件および滿洲事變と朝鮮問題
  - 2 朝鮮の「大陸兵站基地」化と國際關係
  - 3 日中戰爭の開始と朝鮮問題
- 第六章 日本の朝鮮統治の終焉と朝鮮の南北分斷
- 1 日本の朝鮮「皇民化政策」と國際關係
  - 2 太平洋戰爭の開戦と朝鮮
  - 3 太平洋戰爭の展開と朝鮮をめぐる國際關係
  - 4 日本の敗戦・朝鮮統治の終焉と朝鮮問題
- おわりに

### 三

次に各章の内容を紹介しよう。目次では節は單に1、2……という表記であるが、紹介文を読みやすくするため、第一節、第二節……と表記することにする。

「はじめに」は、三韓時代から七世紀までの朝鮮と日本、モンゴル・元と高麗・日本、朝鮮王朝と日本、の三つの時期に分けて、日朝關係の推移を概観している。

第一章は、豊臣秀吉の朝鮮侵攻（壬辰・丁酉倭亂）から日清戰爭前までの日朝關係、朝鮮をめぐる國際情勢を扱っている。

まず、壬辰・丁酉倭亂、江戸幕府成立後の日朝關係、朝鮮通信使、東アジア國際システムの特徴、清國・日本の開國・西歐國際法システムへの編入、大院君政權が歐米の攻勢を撃退したことによる朝鮮の開國の遅れが、五頁ほどの紙數で略述される（第一節）。

ついで、日本の明治政府の外交課題が條約改正と周邊地域との關係の調整（國境劃定と外交一元化）であったことを説明した上で（第二節）、朝鮮への「王政復古」通告と朝鮮側の書契受取拒否、「征韓論」の展開、朝鮮における大院君の退陣（癸酉政變）、理事官森山茂の對朝鮮交渉とその頓挫、江華島事件、艦船派遣を背景とする日朝修好條規の調印の過程を述べる（第三節）。

日朝修好條規調印後については、修信使金弘集一行の日本訪問、朝鮮政府の對歐米開國方針への轉換、米朝修好通商條約の調印（第四節）、一八八一年からの近代化政策への着手、壬午軍亂、濟物浦條約・日朝修好條規續約の調印、清國の影響力の増大、甲申政變、甲申政變後における清國の宗主權の強化、井上馨の「朝鮮辦法八箇條（日清共同の朝鮮保護化）提案と李鴻章の拒否、防毅令事件、山縣有朋の「外交政略論」（朝鮮「利益線」論）（第五節）を、順次扱っている。

第二章は、甲午農民戰爭・日清戰爭から日露戰爭までの時期の、朝鮮をめぐる國際關係を扱っている。一八九七年一〇月に國號が「大韓」と改められているので、本章の題名では「朝鮮（韓國）」という並記が用いられている。

まず、日清戰爭の終結までの時期について、金玉均の暗殺、甲午農民戰爭、日清の朝鮮出兵、日本軍の景福宮奇襲、日清開戦と

宗屬關係の否定、甲午改革を軸に説明している（第一節）。

ついで、日清戦争後から日露戦争までの複雑な動向を、下開條約・三國干涉、遼東還付の衝撃による金弘集總理大臣の辭職、朴泳孝の再亡命、閔妃派・歐米派の起用、閔妃殺害、斷髮令、初期義兵の蜂起、高宗のロシア公使館への移動（露館播遷）、ロシアの優越、歐米への利權讓渡、小村・ウエーバー覺書などによる日露の協調、獨立協會の設立、高宗の皇帝即位、ロシアのスペイエル公使の着任と權益擴大、獨立協會の反露露闘争、西・ローゼン協定の締結、獨立協會の改革運動の挫折と強制的解散、大韓國國制の公布などの順に、分かりやすく説明している（第二節）。

日露開戦に至る過程は、列強の租借權獲得などによる中國分割、義和團戦争とロシアの滿洲占領、一九〇〇年七月の韓國における勢力範圍確定のためのロシア提案、高宗の韓國中立化模索、日英同盟、一九〇二年三月の清國・韓國獨立に關する露佛共同宣言、ロシア在外交官たちによる韓國中立化案の失敗、日露交渉、韓國政府の開戦時中立の申し入れなどの順に説明されている（第三節）。一九〇〇年七月のロシア提案、露佛共同宣言、ロシア在外交官たちの韓國中立化案などは、從來の通史には觸れられていないことであり、高宗の動きを含めて韓國中立化模索についての敘述は詳しい。國際關係史研究者としての著者の本領がよく發揮されている。

第四節は日露戦争中の時期を扱っている。冒頭、韓國における中立の遵守にはふれようとしない列國の態度を前にして、日本は既成事實づくりを圖つたと指摘した上で、日韓議定書の調印、韓國の對露國交斷絶、一九〇四年五月の日本政府の對韓方針閣議決

定、第一次日韓協約調印と英米の日本支持、日本政府の竹島編入について述べている。

第三章は、韓國保護國化から「韓國併合」までの日本の支配權確立過程を扱っている。

まず、一九〇五年四月の保護權樹立の日本政府閣議決定から一月の第二次日韓協約（保護條約）調印の過程を詳しく述べている（第一節）。桂・タフト協定（七・八月）、第二回日英同盟（八月）によって、英米が日本による韓國保護國化を支持したことに ついて、著者は「これらによって、韓國問題についての日英米の「トライアングル封じ込め體制」が確立した」（七五・七六頁）としている。日英米による共同抑壓の性格をよく表現したものと云うことができる。また、高宗が米朝條約第一條の「周旋條項」によって米國へ援助要請をおこなったけれども、米政府首腦は韓國は自立不能であるとの判断に立ち、セオドア・ローズヴェルト大統領は要請を拒否したことについて、詳しく觸れている。

第二節は、保護國期を扱い、統監府の設置と「改革」、愛國啓蒙運動と義兵闘争、高宗の第二次日韓協約否認とハーグ密使事件、高宗の強制退位と第三次日韓協約、ロシアが韓國における日本の地位を認めた第一回日露協約の締結、日米紳士協約による日本からの米國への移民の自主規制と朝鮮への日本人移民の擴大促進のための米國への移民の自主規制と朝鮮への移民増加の企圖とを關聯づけて把握することを明示しているのが、特徴である。

第三節は、一九〇九年から進む「韓國併合」への過程を扱っている。一九〇九年に發足した米國タフト政権が、滿洲鐵道「中立

化」提案などによって、「ドル外交」を滿洲に波及させたことに對して、日本は「ドル外交」の波が韓國にまで及びかねないと危惧の念をいだくようになって、併合を急いだと、著者は論じている（九〇～九二頁）。

第四章は、一九一〇年代、二〇年代における日本の朝鮮に對する植民地支配とそれをめぐる國際關係を扱っている。七節五一頁に及び、最も長い章である。

まず、一九一〇年代の「武斷統治」の時期を扱っている（第一節）。國號と皇帝等の稱號の變更、「韓國併合」と外國との關係（現行關稅率の今後一〇年間の維持など）、朝鮮總督府の設置、憲兵政治（憲兵警察制度）、土地調査事業など、基本的事項について述べた後、いわゆる「寺内總督暗殺事件」（「一〇五人事件」）、海外における獨立運動について詳しく觸れている。「一〇五人事件」については、一九一一年の「事件」發生から一五年の終息までの經緯を跡づけ、日本側が朝鮮在任米國人宣教師が逮捕者の背後にあると疑って、兩者間に摩擦が生じたことを述べている。海外の獨立運動は、閩島、ロシア、米國に大別して述べている。この後に、朝鮮における抑壓として、朝鮮笞刑令、會社令、朝鮮教育令に言及している。

第二節は、第一次世界大戰末期以降における國際情勢の變動とその下で起きた三・一運動を扱っている。米國大統領ウィルソンの戦後國際政治體制構想、「二四箇條」の提案、民族自決主義について丁寧な説明を加えた後、朝鮮における「二四箇條」報道、東京留學生の獨立運動、朝鮮における三・一運動の準備過程について詳しく述べている。續いて第三節は、三・一運動の展開過程

と日本の鎮壓策、在外朝鮮人の活動（米國、パリ、中國における活動）、原敬日本首相による「朝鮮統治改革」について述べている。日本側は三・一運動の原因が「ウィルソンによる民族自決主義」と「在朝米國人宣教師の扇動」という二つの「米國要因」であると考えたこと、また凄惨な彈壓に對する米國人宣教師たちの批判があり、原敬は日米關係の改善のためにも「朝鮮統治改革」に着手したことを、著者は指摘しており（二一八～一九頁）、三・一運動と「文化政治」への轉換を理解するためには、日米關係を考慮する必要があることを示している。第四節は、日本の新たな植民地統治策である「文化政治」とロシア領・滿洲における獨立運動を扱っている。

第五節は、一九二〇年代初頭に開催された二つの國際會議、ワシントン會議・極東労働者大會と朝鮮獨立運動との關係を扱っている。本節の冒頭では、一九二〇年八月における米國上下兩院議員團の朝鮮訪問に觸れ、單なる物見遊山であったが、朝鮮に對して示した一定の「同情心」は、米國に對する朝鮮の期待をつなぎとめる役割を果たしたとしている。ついで、米國ハーディング政権が呼びかけたワシントン會議（一九二一～二二年）に際して、朝鮮人獨立運動家がハーディング政権に對して朝鮮問題を取り上げることを働きかけたこと、しかし、米國は日本の自發的な讓歩を望んだので、重要度が低いと映る一方で、日本が嫌がる朝鮮問題を取り上げようとはしなかったことを述べている。他方、一九二二年にモスクワで開かれた極東労働者大會には多くの獨立運動家が参加し、論議・決議で朝鮮の立場が支持され、ポリシェヴィキへの期待がたかまったことを述べている。

第六節は、一九二三年の關東大震災時に起きた「朝鮮人殺害」について、獨立の節として扱ったものである。ウッズ駐日米國大使が、「このようなおそるべき大虐殺が白晝公然と行なわれている日本という國は、斷じて文明國と認められない」と述べたことを紹介しているのは（一三五頁）、貴重である。

第七節は、一九二〇年代における朝鮮の獨立運動の動向とI P R 参加問題を扱っている。前者に關しては、上海の大韓民國臨時政府の「内訌」と金九による立て直し、朝鮮共產黨、立大大學設立運動、光州學生事件を詳しく取り上げている。朝鮮總督府による朝鮮人有力者懐柔策、總督府新廳舎の竣工、日本國內の普通選舉實施と親日團體相愛會の朴春琴の衆議院議員選舉當選などに紙數を割いているのも特徴である。I P R（太平洋問題調査會）は、米國Y M C A 事務局の主導により一九二五年に環太平洋地域問題の調査研究を目的に設立されたものである。ここでは、朝鮮I P R の會議参加は日本I P R の同意が必要とされ、三一年には特別扱いを求めた朝鮮I P R の要求が受け入れられなかったため、以降の代表派遣をしなくなった経緯について、詳しく述べている。

第五章は、滿洲事變以後の一九三〇年代における朝鮮の動向、および日中戦争開始後の戦争への朝鮮の動員を扱っている。

まず、滿洲事變開始直前に滿洲で起きた萬寶山事件と朝鮮における排中運動、滿洲事變と滿洲國の建國、韓人愛國團による櫻田門事件・上海虹口公園爆彈事件について述べている（第一節）。萬寶山事件と排中運動、韓人愛國團の行動についての敘述は詳しく、

ついで、一九三〇年代の状況として、朝鮮總督府の農村振興運

動、日本資本の進出、ベルリン・オリンピックを機とする日章旗抹消報道事件、臨時政府の軍事組織づくりの開始、米國企業經營の雲山金鑛への壓迫の開始、スターリンによる沿海州居住朝鮮人の中央アジアへの強制移住について述べている（第二節）。日章旗抹消事件以後の敘述は、日本における從來の通史では敘述量が少ないが、雲山金鑛問題や朝鮮人の中央アジア強制移住などのように盛り込まれていないものであり、獨自性がよく表われている。ただし、臨時政府の軍事組織づくりが日章旗抹消事件と同じ項に敘述されている點には、構成上の無理を感じる。

第三節は、朝鮮陸軍特別志願兵令から徵兵制實施へと展開する朝鮮人の兵力としての動員、一九四五年の參政權付與、朝鮮人の勞働力動員、臨時政府の重慶移轉と滿洲の抗日パルチザン、「從軍慰安婦」、一九三九年の雲山金鑛買収などを扱っている。

第六章は、日中戦争開始以後の皇民化政策の展開と太平洋戦争期の朝鮮をめぐる國際關係の展開を扱っている。その一部は第五章の扱う時期と重なっている。四節四六頁からなり、第四章に次ぐ長さである。

まず、皇民化政策について、神社參拜の強制と長老派教會の抵抗に對する彈壓、日本語使用の徹底、創氏改名を中心に述べ、最後の項で臨時政府の光復軍創設と金日成部隊のソ聯領移動について觸れている（第一節）。

ついで、日本の對英米戦争開戦の経緯、臨時政府の對日宣戰布告とそれに對する米國の不承認、中國における光復軍の活動や朝鮮民族獨立同盟の活動について述べている（第二節）。日本の東條英機陸相が「（中國から）撤兵をすれば、滿洲國も危うくなる

し、朝鮮統治も危うくなる」と語ったことを紹介しているのは（一七三頁）、植民地支配の維持と侵略戦争の拡大との密接な関係を理解する上において適切である。

第三節は、聯合國宣言（一九四二年一月）やカサブランカ會議（一九四三年一月）に示された聯合國の戦争遂行方針、米國諜報・特務機關の對樞軸國工作活動とその一環としての朝鮮に關する「オリヴィア計劃」、日本の「大東亞政略指導大綱」と「大東亞會議」開催、聯合國首腦のカイロ會談・テヘラン會談と米國フランクリン・ローズヴェルト大統領による朝鮮信託統治構想の提案について、詳しく述べている。聯合國側が樞軸國を無條件降伏に追い込むとの方針を打ち出したが、無條件降伏の場合は現在の體制の崩壊につながるから、樞軸國が猛烈な抵抗を続け、朝鮮における皇民化政策もいつそう強化されたと、著者は述べている（一七六頁）。樞軸國の猛烈な抵抗との關係はそうであろうが、朝鮮における皇民化政策の強化とどのように關聯しているか、具體的に検討する必要がある。また、カイロ會談について、一九四三年一月の「大東亞會議」開催の直後に開かれたことを指摘して、「アジアにおいて植民地支配をしてきたという「負債」をかかえていた聯合國側は、戦争における道義面において日本が挑戦してきたことに對して、見過ごして済ませるわけにはいかなかった」（一七九頁）と述べている。この指摘を受けて、カイロ宣言で朝鮮の解放と獨立が言及されるに至った諸要因の検討を深める必要がある。

第四節は、日本の東條内閣總辭職（一九四四年七月）以降における朝鮮をめぐる國際關係の變動―日本の敗戦と朝鮮統治の終焉、

朝鮮の分割占領―の過程を扱い、最後の項で第二次世界大戦後の在日韓國・朝鮮人問題に言及している。

著者は、（一）一九四五年に入ってからソ聯を通じた和平工作を試みたため、日本の降伏が遅れて、朝鮮問題にも重大な影響をもたらしたこと、（二）米國諜報機關のOSSは「オリヴィア計劃」の繼承計劃を立て、光復軍の擴充・訓練を進めたが、日本の降伏で中止されたこと、（三）ローズヴェルトの急死（一九四五年四月）でトルーマンが米大統領に就任するが、外交は國務次官グルーに依存し、グルーの勤めで反共反ソの展開のために日本を温存する政策が登場したこと、（四）ソ聯の對日參戦後、米國はソ聯の朝鮮單獨占領を阻止するため、分割占領案を提示し、三八度線が設定されたことなどについて、詳しく説明している。また、一九四四年に中國の駐英大使顧維鈞が外交部に提出した意見書に、日本降伏後の朝鮮臨時政府の外交・國防・警察部門に中國人顧問を置く構想が示されていることに注目し、「かつての中朝宗屬關係のようなものを再構築しようとしたことがうかがえる」（一八五頁）と評價している。

「おわりに」は、第六章までを承けて、九項にわたる「まとめ」を述べている。紙幅に限りがあるので、評者が重要と判断したもののみを紹介する。

「日本の敗戦後の朝鮮分割占領と統治」の項では、國際政治において朝鮮の分斷が回避しうる可能性などを再検討する必要性を論じ、日本の分斷回避と朝鮮の分斷繼續という對照的な状況の歴史的な重さを銘記しておく必要を説いている。

「米國の朝鮮（韓國）政策」の項では、（一）米國にとって朝鮮

は東アジアにおける紛争の種となる「困った存在」とみて、日本に委ね、「積極的な不介入」を続け、「周旋條項」に基づく援助の願いを無視した、(二)植民地期には朝鮮獨立運動を支持したり、日本の朝鮮統治自體には異議を唱えたりはしなかった、(三)F・ローズヴェルトは朝鮮の解放を日本軍國主義撲滅の上からも望んだが、朝鮮人が獨立國家を維持していく能力には懐疑的・否定的な見方をしており、そのことが信託統治構想につながった、(四)朝鮮の分割占領は「禁じ手」であり、朝鮮の分斷の責任は、一義的に分割占領を提案した米國にあるといつて差し支えない(二二六頁)と論じている。

「ロシア・ソ聯の朝鮮(韓國)政策」の項では、「ロシア・ソ聯にとつて、朝鮮・韓國は遠く離れた國であり、しかも中國や日本、特に敵對關係であることが多かった日本との關聯でみることが多く、東アジアにおいて一義的な利害關係を有する國ではなかった」(二二七頁)としている。この評價については、議論の餘地がある。

最後の「獨立運動の分裂と朝鮮半島の今後」の項では、「特に朝鮮獨立を阻止すべく壓力をかけ續けた日本によつて、朝鮮獨立運動が統一した動きをとることができなかったこと、それほどまでに朝鮮統治期における日本の力・存在感が巨大なものであったこと、それでも朝鮮は「日本化」されることなく獨自性を維持しつづけてきたし、現在も維持しつづけているということも忘れてはならないであろう」と論じている。

#### 四

通史敘述は、自身の研究の上に、内外の先行研究をできるだけ多く參看し、研究蓄積が乏しい部分については關聯史料にも當たり、對象についてバランスある敘述ができるよう努力しなければならぬ。苦勞して刊行に漕ぎ着けても、専門書や單行の研究論文ほどには高く評價されない。長田氏は、國分良成編著『現代東アジア——朝鮮半島・中國・臺灣・モンゴル』(慶應義塾大學出版會、二〇〇九年)に「朝鮮王朝末期および日本統治期の朝鮮(韓國)」を發表している。この五〇頁の敘述を基にして、三年ほどのうちにさらに多くの内容を追加・補強して刊行したのが本書である。まずはその勞苦のほどを稱えたい。

本書の達成點は、朝鮮近代史でもなく、單なる近代日朝關係史でもなく、近代の朝鮮をめぐる國際關係の展開を日本との關係を中心に敘述するという課題を設定して、基本的にその課題を果たしていることにある。

國際關係の展開については、特に米國の對朝鮮政策、高宗や朝鮮の獨立運動家の米國政權への働きかけ、在朝米國人宣教師の動向、雲山金鑛問題などを中心にして、米朝關係、朝鮮をめぐる日米關係が系統的に丁寧な敘述されており、他書の追隨を許さないところである。また、日清戰爭期から「韓國併合」までのロシアの朝鮮政策、三・一運動後から太平洋戰爭期までの中國の朝鮮政策についても詳しく敘述されており、學ぶところが多い。

また、事實を淡々と敘述するにとどまらず、各章の紹介で示したように、隨所で重要な事項についての筆者の見解が表明されて

おり、論議を呼ぶ敘述になっていることも、本書の積極面として評價できる。

このように本書は優れた「通史的概説書」であるが、その示された論點の一部については意見を述べたい點もあり、敘述の内容については改善を希望したい點もある。以下、順を追って、評者の意見を述べたい。

まず第一に、第一章において述べている「東アジア國際システム」に關してである。著者は、「東アジア國際システム」について、「中國（清）を宗主國、周邊地域を朝貢國とする一種の上下關係が存在する冊封體制」と説明し、「日本は、「大陸（中國）——半島（朝鮮）——島國（日本）」という東アジア國際システムの序列においては下位に位置附けられたものの、正に海を隔てた島國であることから、その枠の外にもおかれ、中國の影響は朝鮮などの中國と地續きの國とはちがひ、直接には及ばなかった」（一〇頁）と論じている。これでは、日本は朝鮮の下位に位置づけられていたことになるが、通信使の派遣に徴すれば、そのように見ることはできない。また、日本は東アジア國際システムの「枠外にも」置かれたとは、どういう意味においてなのか、説明を附け加える必要があるのではないか。

第二に、同じく第一章において、日本の開國とその後の對外認識との關係について論じた部分についてである。著者は、「日本では、「黒船」にしてやられたという危機意識、被害者意識をもつにいたり、國際政治は力がものをいう世界である、日本も力をつけなければならぬなどと認識するようになったが、これらの認識は近隣アジア諸國・地域に對する姿勢や政策の基盤となった

といえよう」（二三頁）と論じている。この表現では、日本が一路、近隣諸國・地域に對して力にものをいわせる政策を展開したと理解することになり、ともに改革を進め、聯携する政策を展開する可能性があったことを否定することになるのではないか。

第三に、第六章で言及している顧維鈞大使の意見書に關わつて、宗屬關係のようなものを再構築しようとしたと評價している點についてである。中國人顧問は米國人、ソ聯人の顧問とともに配置される構想であり、かつての「宗屬關係」の復活とは捉えられないのではないか。

第四に、第六章と「おわりに」で論じている朝鮮分斷の責任に關してである。著者は、分割占領を提案した米國に第一義的な責任があると論じているが、ことはそのように單純ではないと考える。日本がソ聯を通じた和平工作を試みて、その降伏が遅れたとも指摘しているのであるから、日本の降伏がドイツ降伏の前になされた場合には、ソ聯の對日參戰もなく、朝鮮は統一した獨立國家を形成できたであろう。日本の責任も大きかったと言えよう。著者は朝鮮分斷の回避の可能性を再検討する必要があるとも述べているので、朝鮮分斷の責任の問題についても再検討してほしいと思う。

第五に、新しい研究成果が反映されていないと思われる部分がいくつかあることについてである。

その一つは、江華島事件についてである。著者は、「雲揚號は、江華島南東にある草芝鎮に飲料水を求めたところ、朝鮮側が発砲したため、應戰した」（二二頁）というかつての通説に從つた敘述をしている。鈴木淳氏は史料紹介「雲揚」艦長井上良馨の明



治八年九月二九日附け江華島事件報告書」(『史學雜誌』第一一  
卷第一二號、二〇〇二年)を發表して、かつての通説が井上良馨  
艦長の一〇月八日附の改訂報告書に依據したものであったこと、  
九月二九日附の報告書があり、そこには「飲料水を求めたこと」  
の記載がないことを含めて改訂報告書とのあいだにかなりの相違  
があることを指摘している。この新しい研究成果が参照されるべ  
きであらう。

また、朝鮮人の戦時労働力動員、「従軍慰安婦」(「従軍慰安婦」  
では本人の自発的意思によるかのように受け取られる可能性があ  
るから、日本軍「慰安婦」、軍隊「慰安婦」と表現すべきであら  
う)の強制性については、指摘があるものの(一五八―六三頁)、  
曖昧さが残っていると感じた。この章(第五章)の主要参考・引  
用文献に、労働力動員に關するものとしては外村大氏の著書、山  
田昭次氏らの共著書、軍隊慰安婦に關しては吉見義明氏の著書、  
尹明淑氏の著書が掲げられているので、これらの研究成果に基づ  
いて、強制性をより明確に敘述すべきであったと思う。

第六に、いくつかの事項の敘述に誤りがある。例えば、壬午軍  
亂時の大院君拉致に先立つ八月二三日に、「朝清商民水陸貿易章  
程」が締結された(二八頁)とあるが、この日附は陰暦であつて、  
陽暦では一〇月四日であり、當然ながら大院君の拉致後になる。  
ついでながら、「締結」とは兩國が合意したことの言い換えであ

り、章程が清國皇帝の裁可により成立したのは陽暦では一〇月二  
三日のことであつた。一八八七年に派遣された初代駐米公使の  
「朴定陽は、ワシントンにおいて駐米清國公使館の指示をうけた」  
(三三頁)としている。実際には、清國公使の下位に立つことを  
求めた清國側の條件に従わずに、清國との間に紛争を起こしてい  
る。甲午改革に關しての説明はごく簡單であり(四二頁)、「租稅  
の自動化」、「議政府など八衙門の設置」など、不正確な記述があ  
る(正しくは「租稅の整理統合と金納化」、「議政府の改革と八衙  
門の新設」である)。一九〇六年の統監府の施策として、保安規  
則の公布、裁判事務に關する法律の公布を掲げているが(八一  
頁)、これらは在朝日本人向けの法令である。

第七に、いささか誤記が目立つ。「齋浦」(四頁)は「薺浦」、  
「乙酉約定」(九頁)は「己酉約條」、「別枝軍」(二七頁)は「別  
技軍」、「駐劄朝鮮總班交涉通商事宜」の中の「總班」(三二頁)  
は「總理」、「訓練隊」(四五―四六頁)は「訓練隊」、「明成皇后  
殉國崇募碑」の中の「崇募」(四七頁)は「崇慕」、「尹炳始」(四  
八頁)は「金炳始」がそれぞれ正しい。

以上、七點にわたつて指摘したことは、本書の價値を大きく損  
なうものではない。多くの方の閲讀を願つて筆を置きたい。

二〇一三年七月 東京 慶應大學出版會  
B 五判 八二七四頁 二四〇〇圓十稅